

近代財政學總論

木村元一著



春秋社

近代財政学総論

木村 元一著

春秋社

＜著者紹介＞

き　むら　もと　かず
木　村　元　一

昭和9年，東京商科大学卒，専攻：財政学。現在：一橋大学名誉教授。主要著書：『ソムバルト「近代資本主義」』（春秋社），『財政学総論』（新紀元社），『財政学—その問題領域の発展—』（春秋社）。訳書 シュムペーター『租税國家の危機』（勁草書房），コラム『財政と景気政策』（共訳，弘文堂）。

近代財政学総論　学習用テキスト版

© 1973, by Motokazu Kimura

1958年12月25日　第1刷発行
1976年4月25日　第21刷発行

検 印
省 略

著　者　き　むら　もと　かず
木　村　元　一

発　行　者　田　中　弘　吉
東京都千代田区外神田2の18

印　刷　所　日月印刷株式会社
東京都千代田区飯田町1の18

発行所　東京都千代田区　株式会社　春　秋　社
外神田2の18

電話 (255) 9 6 1 1 ～ 5
振替口座　東京 2 4 8 6 1

落丁・乱丁本は本社にてお取り換え致します。

N. D. C. 340

序

本書において著者がとった態度は、旧著『財政学総論』（1951年）執筆の態度とおなじである。財政思想・財政制度・財政政策が、どのような社会的・経済的地盤から発生し、どのような歴史的役割をはたしてきたか、またはたしつつあるかを解明しようとして、外見上おなじような概念や規範や制度でも、それを生みだした歴史的現実、それが作用した経済社会がちがえば、その役割や機能もちがってくる。そのような差異を、できるだけ基本的な経済体制と関係づけながら理解していく、というのが本書における著者の立場である。

しかし内容の点からいえば、まったくあらたな書物であると考えている。本書を題して『近代財政学総論』としたのはそのためである。

執筆にあたっては、なるべくわかりやすい表現をもちいて、財政史と財政政策と財政理論の三者を、総合的に把握することに努力した。文献については、できるだけ豊富に採録し、紙幅のゆるすかぎり、ひとつひとつ明示する方針をとった。わが国の文献についても相当注意をはらったつもりである。そのほか、この種の書物としては、すこし行きすぎであったかもしれないが、巻末にかなりくわしい『文献解説』をくわえることにした。また本書では、図表を多くして、理解をたすけることにつとめた。やはりある程度図表を利用したほうがわかりよいことを、経験によって知ったからである。

もともと本書は『総論』にすぎない。本書の第1章『財政の意義』はともかくとして、第3章以下の各章は、それぞれ独立の著書を必要とするだけの問題領域をもっている。わたくしとしても、近い将来において、すくなくとも『租税論』は書きたいとおもっている。『予算論』、『公債論』、『地方財政論』、『社会主義財政論』などもいずれはまとめたいし、『日本財政』についてももっと勉強しなければならない。本書では、個々の租税をとりあげなかったし、地方財政の問題も考察しなかったが、決してそれらが重要でないとおもったからではない。この点は、巻末の『文献解説』で、いくらかおぎないをつけておいた。

かえりみると、本書もまた苦渋の産物であった。みずから反省して、まことに不十分なところだらけである。思わぬ誤解や誤謬もすくなくないとおもう。平素からたえず指導と鞭撻を惜しまぬ恩師・井藤半弥博士にたいしても、まことに慙愧にたえない。

本書は、はじめ独立の単行書として企画されたものであるが、春秋社ならびに山田雄三教授の厚意により、『現代経済学全集』の1巻にくわえていただくこととなった。このつたない労作をくわえることによって、編集者ならびに読者諸子に迷惑をおかけしたことに對しては、深くおわびしなければならない。また原稿の進行がおくれて、春秋社、とくに岩淵五郎氏に多大の迷惑をかけたことに對しても、心から謝意を表さなければならない。

1958年12月1日

著 者

目 次

第1章 財政の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3~46

第1節 財政概念の成立・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

1. 問題の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. 『財政』の語義・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
3. 財政概念の成立条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第2節 財政の特質に関する諸見解・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

1. 財政学の独自性と財政の特質・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
2. 公私両経済の差異—リッチュルの研究・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
3. 公私両経済の差異—リッチュルの批判とその摂取・・・・・・・・・・ 22
4. リッチュルの積極的見解・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

第3節 共同欲望と強制獲得・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

1. リッチュル説の難点・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
2. 共同欲望論の問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
3. 財政における強制性の問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
4. 以上の総括・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

第2章 財政思想の発展・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47~89

第1節 都市財政と財政論の先駆・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

1. 都市における公共家計の独立・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
2. 財政思想の先駆・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50

第2節 非常税の発生と法学的租税論・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52

1. 王権の形成と貨幣経費の増大	52
2. 貨幣収入の獲得方法	55
3. 協賛税と等族会議	56
4. 『法学的』租税論	59
第3節 絶対主義の確立と重商主義財政論	60
1. 特権収入の拡大と特権化	60
2. 重商主義的財政論	64
第4節 租税国家の成立と自由主義財政論	68
1. 租税国家の理念	68
2. 租税国家の実現	70
3. 自由主義財政論	75
第5節 租税国家の変貌と財政思想の分岐	83
1. 対立する諸思潮	83
2. 最近における財政思想のうごき	86
3. 本章のむすび	88
第3章 予算制度	90~132
第1節 近代予算とその諸原則	90
1. 近代予算の意義と機能	90
2. 予算の諸原則	93
第2節 予算原則の制度化	96
1. 公開性・明瞭性・厳密性の原則	96
2. 事前決定の原則	99
3. 限定性の諸原則	102
4. 完全性・単一性・ノン・アフェクションの原則	108

第3節 予算制度の改革・・・・・・・・・・ 115

1. 予算原則に対する反省・・・・・・・・・・ 115
2. ハロルド・スミスの予算原則・・・・・・・・ 118
3. 予算制度改革の問題点・・・・・・・・ 120

第4章 経費構造の分析・・・・・・・・ 133~162

第1節 経費の分類・・・・・・・・ 133

1. 経費分類の基準・・・・・・・・ 133
2. 職能による分類・・・・・・・・ 135
3. 経済的效果による分類・・・・・・・・ 138

第2節 経費の作用・・・・・・・・ 141

1. 経費の生産性・・・・・・・・ 141
2. 経済体制と経費・・・・・・・・ 147
3. 経費膨脹の法則？・・・・・・・・ 151
4. 経費膨脹の原因・・・・・・・・ 155
5. 経費の構造変化・・・・・・・・ 159

第5章 租税国家の収入・・・・・・・・ 163~242

第1節 租税の意義・・・・・・・・ 163

1. 租税と価格の対立関係・・・・・・・・ 163
2. 公共収入の現実形態・・・・・・・・ 164

第2節 租税制度の発展・・・・・・・・ 169

1. 税源の分化・・・・・・・・ 169
2. 租税の分類・・・・・・・・ 173
3. 租税制度・・・・・・・・ 178

第3節 租 税 原 則・・・・・・・・・・・・・・・・185

1. 租税配分原則の諸傾向・・・・・・・・・・・・185
2. 課税原則とその現実的意義・・・・・・・・・・193

第4節 租 税 の 作 用・・・・・・・・・・・・・・・・199

1. 租税作用論の課題・・・・・・・・・・・・199
2. 租税の転嫁と帰着・・・・・・・・・・・・201
3. 租税負担の諸問題・・・・・・・・・・・・214
4. 租税の経済的作用・・・・・・・・・・・・225

第5節 租税国家の変貌・・・・・・・・・・・・・・・・232

1. 税外収入一新しきものと古きもの・・・・232
2. 官公有財産収入・・・・・・・・・・・・234
3. 企業国家への展望・・・・・・・・・・・・235

第6章 公債とインフレーション・・・・・・・・243~269

第1節 公債の意義と作用・・・・・・・・・・・・243

1. 公債の意義と種類・・・・・・・・・・・・243
2. 公債の発達と公債学説・・・・・・・・・・・・245
3. 健全財政主義とその崩壊・・・・・・・・・・252
4. 公 債 の 作 用・・・・・・・・・・・・257

第2節 インフレーション財政・・・・・・・・・・・・260

1. 公債とインフレーション・・・・・・・・・・260
2. インフレーション下の租税・・・・・・・・・・262
3. インフレーションの終熄・・・・・・・・・・266

第7章 フィスカル・ポリシー・・・・・・・・・・270～300

第1節 統制資本主義・・・・・・・・・・270

1. 財政と国民経済・・・・・・・・・・270
2. 統制資本主義と管理通貨制・・・・・・・・・・271

第2節 フィスカル・ポリシーの諸問題・・・・・・・・・・275

1. フィスカル・ポリシー概念の発展・・・・・・・・・・275
2. フィスカル・ポリシーの理論模型・・・・・・・・・・280
3. フィスカル・ポリシーの限界・・・・・・・・・・295

補論 社会主義における財政・・・・・・・・・・300～307

1. 社会主義国の予算の特徴・・・・・・・・・・300
2. ソ連予算の問題点・・・・・・・・・・306

財政学文献の解説・・・・・・・・・・309～365

第1節 財政史と財政思想・・・・・・・・・・309

1. 財政史・・・・・・・・・・309
2. 財政思想史・・・・・・・・・・322

第2節 重商主義財政論と官房学・・・・・・・・・・327

第3節 自由主義財政論・・・・・・・・・・331

第4節 社会政策的財政論・・・・・・・・・・334

第5節 正統派財政論に対する反省・・・・・・・・・・338

第6節 フィスカル・ポリシー理論の展開・・・・・・・・・・346

第7節 最近の財政学文献補遺・・・・・・・・・・353

索引・・・・・・・・・・I～12

I. 事項索引・・・・・・・・・・I

II. 人名索引・・・・・・・・・・8

近代財政学総論

木村元一

第1章 財政の意義

第1節 財政概念の成立

1. 問題の設定

学問の研究の第一歩は、研究の対象を限定することで、なければならない。財政学は、財政を研究する科学である。あたかも、経済学が、経済を対象とする科学であり、政治学が、政治を対象とする科学であるのと同じように、財政学は、財政を対象とする科学であり、経済学や、政治学において、経済とは何か、政治とは何かを、最初の問題にするのと同じように、財政学では、その研究の対象たる『財政』について、その意義を明確にすることが、まず最初の仕事になるわけである。財政が何であるかが、はじめに分っていなければ、研究をすすめるわけにいかないからである。しかし、財政とは何かということは、研究の最後の段階において、財政学が全体として答えようとするものであって、最初にはっきりさせることは、できない。

最初にあきらかになっておるべき概念が、最後になってやっとはっきりする、という矛盾は、財政学についてのみ、いわれることではなく、経済学や政治学そのほか、あらゆる学問の出発点において、遭遇する困難である。

この矛盾を解決する方法として考えられるのは、はじめに常識的な概念を仮定して、これを修正または拡充していく方法である。財政とは何か、ということは、根本にさかのぼっていけば、ある特定の事象を、ひとが財政と命名し、そして、ひとびとが、そのようなものとして、一般に理解している、ということ以外に、窮極の理由はない。ボエミアの学者で、財政概念に関して、するどい検討をくわえたヨーゼフ・カイツルは、財政学を定義して、

『財政学とは、政治団体の経済的獲得活動を対象とする独立の科学である。』
 といっているが、それでは、なぜ財政学の対象を政治団体の経済的獲得活動に
 求めるのか、というところ、『獲得活動によって調達される国家の貨幣収入が昔時
 から、財政といわれてきたからである。』⁽¹⁾という。このカイツルの論証の仕方
 は、根本においては、ただしいと、おもう。国家の貨幣収入が、むかしから、
 財政とよばれてきた、とすれば、財政の内容は、それだけで、相当に明白に規
 定されているわけである。また財政学の研究対象は、国家の貨幣収入だとい
 うことも否定できなくなる。

けれども、さらにすすんで考えると、まだいろいろの問題が伏在している。

第1に、国家の貨幣収入だけが、昔時から財政といわれてきたのか否か、昔
 時とは、どの程度まえのことであるのか、等々、命題の根拠となっている事実
 そのものの当否を、検証しなければならない。

第2に、もっと重要なことは、かりに国家の貨幣収入のみが、財政といわれ
 てきたとしても、学問の立場からみて、財政学の対象たる財政を、国家の貨幣
 収入だけに、かぎる必要があるのかどうかを、検討してみなければならない。
 第1の問題は、第2項以下で、くわしくとりあげるつもりである。事実の認定
 の問題も、決して容易なことではないが、歴史に徴して、しらべていけば解決
 できるはずである。ところが、第2の問題は、単なる事実の問題とは、性質が
 ちがう。この点をすこし論じておく必要がある。

さきにものべたように、カイツルは、国家の貨幣収入が、財政といわれてき
 た、とのべたが、財政学の対象を規定するときには、『国家の経済的獲得活動』
 という表現をしている。こういう表現をしたのには、理由があったのである。
 すなわち、貨幣収入以外のものでも、国家の経済的獲得活動に入るものは、財
 政学の対象にしようとしていたのであって、この点を説明して、カイツルは、
 『現物収入は、貨幣需要を節約するところがすくなくないから、大きな間接的
 意義を有する』(傍点筆者)とのべている。直接的ではないかもしれないが、
 とにかく、財政学の対象たる財政のなかに、昔時からそういわれていないところ
 の、非貨幣的收入が、ふくめられ、したがって、財政学的研究の対象とせら

(1) Josef Kaizl: *Finanzwissenschaft* (übersetzt von Alois Körner), Bd. I, Wien
 1900, S. 34-35

れているのである。

このようなことは、一見、何でもないことのようにであるが、しかし、すくなくとも、学問の側から研究対象の規定がおこなわれることは、重要な問題をふくんでいる。換言すれば、単に、常識的または慣行的に、財政と名づけられてきた事象を、そう名づけられてきたという理由だけで、財政学の対象とするのではなく、財政学という学問の立場から、財政の本質・意義・機能を積極的に限定して、財政学の問題領域を決定するということは、学問論としては、すこぶる重要なことだといってよい。

カイツルは、国家の貨幣収入を中心におき、非貨幣収入を、その間接的重要性のゆえをもって、いくらかとりあげることにしたが、経費の問題を、財政学の対象にすることには、断乎として反対した。ところが、カイツルのように、財政学の対象を、国家・公共団体の貨幣収入に限定しようとするのは、むしろ例外であって、多くのひとは、単に収入の調達面のみならず、経費支出の面をも、財政学のなかにとり入れる。経費論の財政学における地位は、19世紀以来、しばしば問題になっていて、今日でも、完全に終結したとはいえないのであるが、経費と収入の両面を、問題の範囲にふくめようとする学者は、当然のことながら、カイツルとは異なった定義を、財政にあたえているのである。

このばあいの財政は、いわば、学問的に限定せられたる財政概念である。日常的な、カイツルの論拠となった『昔時からそういわれている』財政とは、かならずしも一致しない財政概念が、あたえられているのである。しかし、たとえ一致しなくとも、財政学の立場からすれば、あながちこれを不当とすることはできない。なぜなら、日常的な常識に固執して、そこから一步も出ないというのでは、学問のために名誉とにならないからである。

ところが、さらに、かんがえてみると、問題はもっと複雑である。常識と概念とは、たがいに影響するからである。日常的な常識と、学問上の概念とは、両者とも固定したものではない。学問的な概念が、一般にみとめられていけば、日常の常識そのものに変化が生ずる。また学問上の概念は、理由なく日常的なものに背をむけ、勝手に創造してもよい、というようなものでもない。そうなると、ある事象を、財政と名づけた、というだけで、財政学の対象を限定するのは、かならずしも、全面的には支持できなくなるのである。ここに、真の意

味における概念規定の困難さと複雑さがあるといわなければならない。

財政学の対象を限定するという、出発点の困難を考察するにあたって、いま、現物収入の問題と経費の問題が、うかびあがってきたが、そのほかにも財政学の対象を定めるについて、重要な問題がある。

すなわち財政主体に関する限定の問題、これである。単に、国家・公共団体のみならず、中世の教会とか、寺院などについても、財政を概念することが適当であるか否か。さらにすすんでは、企業や家計についても、しばしば、財政が問題にされるが、これらも、財政学の対象となるのであろうか。もし国家・公共団体とならんで、教会等の特殊団体にも財政があるとすれば、両者を包括して、一つの財政概念にふくめうるような概念は、いかなるものでなければならぬか。また逆に、ふくめて考えることが、ゆるされぬとすれば、その理由をどこにもとめたらよいのであろうか。企業や家計についても、しばしば財政ということがいわれるとすれば、この場合の財政は、財政学における財政と、いかなる関係があるか、また、いかに異なるのか、同一ならば、同一のように、また異なるものならば、異なるように、それぞれについて、明確な概念規定が必要になってくるのである。

はじめに、ことわったように、財政概念の明確化は、財政学の最後の目標であるのであるが、日常の用語を検討して、財政事象の輪郭をあきらかにするのが、最初の仕事となる。そこで、財政ということばの由来から、考察してみよう。はたして、カイツルのいうように、財政とは『国家の貨幣収入』であらうか。

2. 『財政』の語義

『財政』ということばは、明治になってから、西洋文化の渡来とともに、次第に慣用せられるようになったものである。はじめは、『理財』と、ほとんど同義にもちいられ、今日の『経済』に相当する意味をもっていた。のち『経済』の語が、一般的な経済現象を意味するにつれて、『財政』のほうは、国家・公共団体の経済に、限定してもちいられることとなり、今日では、単に財政といえば、ほとんど国家・公共団体の経済のみをさすようになった。しかし、個人や会社についても、『財政』ということばが、用いられないわけではない。

『広辞苑』をひくと、「ざいせい」〔財政〕は、つぎのようになっている。『(1)

国家または公共団体（殊に地方団体）がその財力を取得し且これを管理するためになす一切の作用。収入の取得のための権力作用と、取得した財力の管理・経営のための権力作用とに分れる。(2) 個人のかねまわり・』

『広辞苑』の説明は、法律学的な説明であるが、他の辞典でみても、ほぼ大同小異の説明があたえられている。明治10年に出版された、福沢諭吉の『民間経済論』では、『財政』ということばが、ひろく民間公共の経済の意にもちいられ、政府の経費にあてる財源の意味では、むしろ、『国財』ということばが、再々つかわれている。要するに『広辞苑』に説明されているような意味での『財政』は、ふるくから存在したことばではないのである。『大言海』には、『財政学』を、『財政に関する学問』と説明し、ついで『(英, Science of finance. の訳)』と附記して、この語が、外国語の翻訳であることを、あきらかにしている。『財政』の語源を追及しても、明治以前にまでは、さかのぼりえないことが、了解されるであろう。かくして、語源や用法の問題は、ヨーロッパ語に関係してくることとなるのである。

そこで『財政』にあたるヨーロッパ語を考察してみると、国によっていくらか差異があるが、もっとも一般的なのは、『大言海』にでてくる Finance 系統のことばである。ところが、この『フィナンス』系統のことばも、最初から財政の意味をもっていたのではない。これは、ラテン語の finire からでていることばであって、原意は『終る』という意味であった。それが『判決』および『判決により確定せる支払』の意に転じ、のち、『一般的な金銭支払および給付』の意味を、おびるようになった。これが大体14世紀頃のことである。他方『フィナンス』系統のことばには、詐欺とか、悪だくみなどという悪い意味もあって、とくにドイツでは、それが、はなはだしかった。しかるに、フランスでは、領主の課する課金の意に用いられるようになって、この用法が、イギリスにも伝わった。およそ16世紀以降のことである。⁽²⁾

(1) 同文同種といわれてきた隣国の中国においても、財政という固有のことばは、みあたらない。明治以後、日本で成立したいろいろな翻訳的概念が、逆に中国にながれこんだことは、それ自体、興味ある事実であるが、財政ということばも、中国に逆輸入されたものであって、中国から日本にわたってきたことばではない。「財政」はヨーロッパ文化の渡来によって、日本にもたらされた、あたらしい概念内容をあらわすために、つくりだされた訳語なのである。それでは、明治以前には、財政らしきものが、全然なかったか、というと、かならずしもそうではない。この点は、財政概念の成立条件を考察するとき、くわしく論ずる。

(2) Finance の語源について今日の定説をつくったのは、F. J. Neumann: 'Finanz und Finanzwissenschaft,' *Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft*,